

民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の 支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について 弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当された ものとして上記判決についての執行判決をすることの可否

最高裁令和3年5月25日第三小法廷判決（民集75巻6号2935頁）

本 間 学

I 事実の概要

本件は、カリフォルニア州に所在する会社であるX1、及びその設立者であるX2・X3（原告・控訴人兼被控訴人・被告人。以下、これらの者をまとめて「Xら」という）が、Y（被告・被控訴人兼控訴人・上诉人）に対して損害賠償を命じた米国カリフォルニア州の裁判所（以下「本件外国裁判所」という）の判決について、民事執行法24条に基づいて提起した執行判決訴訟である。

Xらは、2013年3月、日本法人であるYがX1のビジネスモデル、企業秘密等を領得したなどと主張して、Yに対して損害賠償を求める訴えを本件外国裁判所に提起した。本件外国裁判所は、2015年3月、Yに対し、補償的損害賠償として約18万5000ドル及び懲罰的損害賠償として9万ドルの、計約27万5000ドル並びに以上についての利息をXらに支払うよう命ずる判決（以下「本件外国判決」という）を言渡し、その後本件外国判決は確定した。

その後本件外国裁判所は、Xらの申立てにより、本件外国判決に基づく強制執行¹として、Yの関連会社に対する債権等をXらに転付する旨の命令を発

1 本件で問題になったカリフォルニア州の強制執行は、概要、以下のようである（この点につき、「本件判決匿名コメント」判タ1489号（2021年）38頁を参照）。裁判所は、金銭判決（money judgment）の強制執行として、判決債権者（judgment creditor）の申立てにより、判決債務者（judgment debtor）に対し、支払期が到来し、又はこれから到来する金銭債権の全部又は一部を判決債権者等に転付する旨の命令（assignment order）を発することができ、これが発せられた場合には、判決債権者が第三債務者から弁済金を現

付し、Xらは約13万5000ドルの弁済を受けた（以下「本件弁済」という）。そこでXらは、残額の約14万ドル分について、執行判決を求める訴えを大阪地裁に提起した。

第1審の大阪地裁平成28年11月30日判決²は、弁済金は懲罰的損害賠償以外の部分に充てられるとして、約5万ドルの限度でXらの請求を認めた。控訴審（大阪高裁平成29年9月1日判決³）は手続的公序違反を理由に請求を棄却したが、上告審（最高裁平成31年1月18日判決⁴）は差戻しを命じた。差戻控訴審（大阪高裁令和元年10月4日判決⁵）は、本件懲罰的損害賠償は公序に反するものの、それはわが国においてその効力が否定されるにすぎず、カリフォルニア州において本件懲罰的損害賠償の債権の存在が否定されることを意味しないとしてうえて、「本件弁済金は、カリフォルニア州における強制執行によって支払われたもので、同州においては本件懲罰的賠償を含む本件外国判決全体に充当された」として、本件外国判決から本件弁済額を差し引いた約14万ドルについて執行判決を求めるXらの請求を全部認容した。そこでYは、上告受理申立てをした。

II 判旨

一部破棄自判、一部棄却。

1 「民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分（以下「懲罰的損害賠償部分」という。）が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これが懲罰的損害賠償部分に係

実に受領するなどしたときに、金銭判決が弁済された（弁済額の限度で当該金銭判決に係る債権が消滅する）ことになる。

2 民集73巻1号17頁参照。

3 民集73巻1号27頁参照。

4 民集73巻1号1頁。

5 民集75巻6号2949頁参照。

民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について
弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否

る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることはできないというべきである。

なぜなら、上記の場合、懲罰的損害賠償部分は我が国において効力を有しないのであり、そうである以上、上記弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることはできず、上記弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されることはないというべきであって、上記弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これと別異に解すべき理由はないからである。」

2 「前記事実関係によれば、本件弁済は、本件外国判決に係る債権につき、本件外国裁判所の強制執行手続においてされたものであるが、本件懲罰的損害賠償部分は、見せしめと制裁のためにカリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じたものであり、民訴法118条3号の要件を具備しないというべきであるから（最高裁平成5年(オ)第1762号同9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁）、本件弁済が本件懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されたものとして本件外国判決についての執行判決をすることはできない。そして、本件外国判決のうち本件懲罰的損害賠償部分を除く部分は同条各号に掲げる要件を具備するものと認められるから、本件外国判決については、本件弁済により本件外国判決のうち本件懲罰的損害賠償部分を除く部分に係る債権が本件弁済の額の限度で消滅したものとして、その残額である5万0635.54米ドル及びこれに対する利息の支払を命じた部分に限り執行判決をすべきである。」

III 検討

1 本判決の意義

本件は、懲罰的損害賠償と補償的損害賠償の支払を命じる外国判決が下され、当該外国判決により支払が命じられた債務の一部が外国での強制執行により弁済された場合に、この弁済金額を控除した残部について、執行判決訴訟

訟（民事執行法〔以下「民執法」という〕24条）が提起された事案である。

外国判決が内国で債務名義とされるには、執行判決を要する（民執法22条6号、24条）。執行判決を得るためには、当該外国判決が民訴法118条各号に定める承認要件を備える必要がある（民執法24条5号）。そして、本判決が引用する最判平成9年7月11日⁶（萬世工業事件判決）は、懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じる外国判決は、民訴法118条3号が定める「公の秩序」に反し、わが国において効力を有しない旨を判示している。かかる萬世工業事件判決を前提とすると、本件外国判決のうち懲罰的損害賠償部分については承認要件を充足しないこととなる。そのため本件では、外国における強制執行による債権消滅の効力が、執行判決に当たりどのように扱われるべきかが問題となった。

本判決は、最高裁がこの問題について初めて判断を示したものであり⁷、実務上はもちろんのこと、理論的側面でも重要な意義を有する。もっともその理由付けには、いくつかの不明瞭な点が見受けられるとともに、疑問が存在する。

2 懲罰的損害賠償と公序

(1) 本判決は、萬世工業事件判決を引用したうえで、本件懲罰的損害賠償部分は、見せしめと制裁のためにカリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害

6 民集51巻6号2573頁。

7 本判決の評釈等として、鷹野旭「本件解説」ジュリスト1565号（2021年）109頁、横溝大「本件判批」判例秘書ジャーナル文献番号HJ100130（2022年）、道垣内正人「本件判批」ジュリスト1570号（2022年）262頁、多田望「本件判批」新・判例解説Watch30号（2022年）329頁、酒井一「本件判批」JCAジャーナル69巻4号（2022年）46頁、中西康「本件判批」リマークス65号（2022年）145頁、中野俊一郎「本件判批」民商158巻2号（2022年）79頁、濱崎緑「本件判批」法教496号（2022年）129頁、渡辺惺之「本件判批」ジュリスト1566号（2022年）174頁、中本香織「本件判批」ジュリスト1570号（2022年）115頁、村上正子「本件判批」新・判例解説Watch31号（2022年）181頁、芳賀雅顕「本件判批」判評766号（2023年）13頁がある。

民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否

賠償として金員の支払を命じたものであり、民訴法118条3号の要件を具備しないとしている。

この点、萬世工業事件判決は、懲罰的損害賠償を命じる外国判決について、日本における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相容れないことを理由に、旧民訴法200条3号（現民訴法118条3号）の公序に反するとした⁸。すなわち、加害者に対して制裁を加え、かつ、将来における同様の行為を抑止しようとする懲罰的損害賠償制度は、その目的からすると罰金等の刑罰とほぼ同様の機能を有するものであり、日本の不法行為損害賠償制度とは本質的に異なることから、これを命じる部分の外国判決の承認執行は公序に違反するという⁹。同判決は、懲罰的損害賠償制度の目的からこれを命じる外国判決の承認執行を一般的に公序違反としたものと解されており¹⁰、本判決もかかる萬世工業事件判決の立場を踏襲している。

もっとも、その制度目的からただちに、懲罰的損害賠償を命じる外国判決の承認執行を一般的に公序違反と捉える本判決の判断には疑問がある¹¹。そもそも外国判決承認執行要件としての実体的公序は、外国判決の効力の承認が内国法秩序の根幹を脅かす場合に限定して認められるべきものである¹²。

8 民集51巻6号2573頁、2575頁以下。

9 懲罰的損害賠償を命じる判決については、これを非民事判決と理解して承認適格性を否定する理解もありうるところである。同判決は承認適格性については言及していないが、公序違反の判断は承認適格性を前提とするため、これを否定していないものと考えられる。この点につき、本間靖規=中野俊一郎=酒井一『国際民事手続法（第2版）』（有斐閣、2012年）194頁参照。

10 佐久間邦夫「判解」最判解民事篇（平成9年度）861頁以下、エルバルティ・ベリーグ「判批」道垣内正人=中西康編『国際私法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）195頁などを参照。

11 本判決の公序判断のあり方に疑問を呈する評釈として、渡辺・本件判批・ジュリ1566号176頁、村上・本件判批・新・判例解説Watch31号183頁、芳賀・本件判批・判評766号15頁などがある。

12 高田裕成=三木浩一=山本克己=山本和彦編『注釈民事訴訟法第2巻』（有斐閣、2023年）739頁〔中野俊一郎〕。

国際私法上、各国法秩序の相互尊重を前提に、外国法の適用については、その結果が内国公序に違反しないことが求められる（法適用42条）が、実体的公序も、法適用の結果である判決を承認する局面で、同様の視点から内国規範秩序の維持を図る例外的な性質のものだからである¹³。しかも、ひとくちに懲罰的損害賠償といっても、国または州により様々な性質・機能を有しており、わが国であれば慰謝料、弁護士費用など不法行為に基づく填補賠償として認められるものを含む場合もある¹⁴。それゆえに実体的公序違反の判断には、ある程度個別的な考察を必要とする¹⁵。そしてここでの個別的判断は、日本法の補償的損害賠償の対象とされるものに相当する賠償といえるかを典型的に¹⁶検討する¹⁷のが適切であろう¹⁸。したがって、そのような判断を行うことなく、一般的な検討にとどまった本判決の公序判断には疑問が残る¹⁹。

(2) 本件判決は懲罰的損害賠償部分が公序に反する場合の効果について、本件外国判決の懲罰的損害賠償部分が公序違反である結果、外国における「弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみ

13 高田裕成ほか編・注釈民事訴訟法第2巻739頁〔中野俊一郎〕。

14 小林秀之「懲罰的損害賠償と外国判決の承認・執行(下)」NBL477号(1991年)20頁以下。

15 この点と関連して、世界的にも従来、懲罰的損害賠償判決の承認に消極的な態度を示していた大陸法系諸国において、その態度を緩和する傾向がみられる点も指摘されている(エルバルティ・国際私法判例百百選・195頁)。本文のような考え方は、世界的な潮流とも符合するものといえよう。

16 たとえば、懲罰的損害賠償といってもその内容が弁護士報酬程度に過ぎないものを命じる法域の場合には、わが国の実体的公序に反することはないと判断してよいだろう。

17 小林・NBL477号24頁参照。

18 萬世工業事件における東京地裁判決(東京地判平成3年2月18日判時1376号79頁)は、実体的公序違反の審査を判決国の事実認定にまで踏み込んで行ったが、実質的再審査の禁止を定めた民執24条2項違反であるとの批判が強い(たとえば、小林・NBL477号25頁など)。典型的審査によれば、このような批判を回避することが可能であろう。

19 渡辺・本件判批・ジュリ1566号177頁は、「本判決は最判平成9年判決の先例としての適用解釈を再検討する機会を逃した」と評する。

民法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について
弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否

ることはできない（傍点は筆者による）」と判示しているが、学説はこの点につき、国際私法における「多元主義的価値観」を否定するものであるとして厳しい批判を加えている²⁰。外国判決承認執行制度の基本理解からすれば、懲罰的損害賠償部分が民法118条3号の公序に違反する場合、当該部分はわが国で効力を有しないものとして扱われる。それゆえ、本判決の上記判示の意味するところは、わが国において外国における弁済の効力を判断するにあたり、懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在すると評価できないという趣旨であると考えられ、当該外国の視点からみても上記債権が存在しないという意味ではないだろう²¹。

3 外国における強制執行による弁済の効果

(1) 2(2)で述べたように、懲罰的損害賠償部分が公序に違反し、わが国で効力を有しないとすると、本件外国判決の効力は、わが国では補償的損害賠償部分についてのみ認められる。したがって、執行判決が可能であるのは、この部分にかかる約18万5500ドルに限られる。他方で本件では、カリフォルニア州での強制執行手続により、本件外国判決に係る債権全体である約27万5500ドルに対して約13万5000ドルの弁済がなされている。そこで、この外国における強制執行手続による弁済金をわが国での執行判決に当たってどのように評価すべきか、すなわち当該外国での処理と同様、懲罰的損害賠償部分に優先的に充てる処理をしなければならないのかが問題になる。これは、外国における弁済による債権消滅の内国での効果の問題である。

なお、議論の前提として、外国判決後の強制執行による債権消滅は本来的

20 たとえば、道垣内・本件判批・ジュリ1570号262頁以下、横溝・本件判批・判例秘書ジャーナル文献番号HJ100130 6頁参照。

21 この点につき、中西・本件判批・リマークス65号147頁参照。もっともかかる本判決の判示は、懲罰的損害賠償部分の不承認がそれに係る債権の実体的不存在を意味するかの誤解を生じさせる可能性はないとも言い切れず（村上・本件判批・新判例解説Watch31号183頁参照）、より適切な表現がなされるべきであっただろう。

には請求異議事由にあたるものであるから、これを執行判決訴訟において提出することが許されるのかも問題となりうるが、通説²²及び従来の裁判例²³はこれを許容している。本判決も同様の立場²⁴と考えられよう²⁵。

(2) この外国における弁済による債権消滅にかかる問題についての本判決の考え方は、判決文からは必ずしも明らかではない。そのため、すでに公示されている本件評釈では、この点をどのように考えるべきかにつき見解の対立がみられる。すなわち、①強制執行と弁済を区別したうえで、国家による執行行為の承認と捉える見解と、②強制執行と弁済を区別せず、承認国の執行手続における判決国で生じた確定後の事由の効力判断の問題と捉えるものが存在する。

①の見解は、承認要件及び債権消滅の効力の範囲について内部で理解が分

22 中野貞一郎=下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021年）192頁、伊藤眞=園尾隆司編集代表『条解民事執行法〔第2版〕』（弘文堂、2022）214頁以下〔今津綾子〕など。

23 東京地判昭和40年10月13日下民集16巻10号1560頁、東京地判平成3年12月16日判タ794号246頁、東京地判平成23年3月28日判タ1351号241頁など。本判決匿名コメント判タ1489号37頁も、裁判実務は執行判決訴訟における請求異議事由の主張を肯定する立場で固まっている点を指摘する。

24 同様の評価をするものとして、鷹野・本件解説・ジュリ1565号110頁などがある。

25 なお、本件判例評釈の枠を超えるが、立法論的には、執行判決手続に代わるより簡易な手続によって強制執行のための要件を審査することにより、その審査を簡素化する必要性も主張されている（たとえば、中野=下村・民事執行法〔改訂版〕・188頁など）。かかる提案は、国際的な権利実現の実効性を高める点で傾聴に値しよう（伊藤=園尾『条解民事執行法〔第2版〕』215頁〔今津綾子〕も、かかる提案を十分検討に値するものとする）。一方で、仮に将来的にこのような簡素化を志向しようとする、執行判決訴訟で提出可能とされる請求異議事由を簡素化された手続においてどのように処理すべきかが問題となりうる。同様の問題はEU法における執行許可手続の簡素化の動きの中でも議論されており、かの地での議論はわが国における執行許可手続の簡素化にかかる立法論を考察する際に参考になろう。

民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について
弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否

かれる²⁶が、共通して次のような基本理解を基盤とする²⁷。まず前提として、債権者が外国での強制執行により弁済を受けたときに、その額について本件外国判決に係る債権が弁済されたことになり、同額の限度で債権が消滅し、その効力をわが国で承認できるかが問題であると捉える。そのうえで、債権消滅の効力をわが国において外国判決が効力を有している部分に限定し、残部についてのみ執行判決が許容されるという。

これに対し②の理解は、懲罰的損害賠償債務を自然債務と捉え、判決国での一部弁済を補償的損害賠償部分と懲罰的損害賠償部分に同率で充当すべきであるという²⁸。この理解によれば、債権消滅の範囲は準拠法あるいは執行国における取り扱いによることになり、懲罰的損害賠償の内国における効力の有無は考慮されない²⁹。

どのように考えるべきであろうか。たしかに本判決は、執行判決訴訟の対象である承認要件としての公序の問題と、外国における債権消滅の効果の問題とを区別して考察しているといえるか、判決文からは判然としない。しかし、弁済が外国での強制執行手続においてなされた場合、強制執行での外国

26 この点につき、概要、次のような見解の対立がある。まず、(ア)民訴法118条と同様の要件により承認の可否を判断し、債権消滅の効果を準拠法により判断するとするもの〔横溝・本件判批・判例秘書ジャーナルHJ100130 5頁以下。ただしこの見解は、外国判決とそれに基づく外国執行行為を一体として試みているようである〕、つぎに(イ)民訴法118条の要件のうち間接管轄及び公序を援用して承認の可否を判断し、債権消滅の効果の範囲については、外国判決承認制度の基礎理解をもとに、日本で承認された総額の範囲で、外国執行行為による債権の消滅を判断する見解〔芳賀・本件判批・判評766号17頁〕、(ウ)強制執行行為の承認と捉えたうえで、本件では充当先が元本か利息かが問題となっているに過ぎないため、承認対象は弁済金までであると考え、わが国手続の立場としては、日本で予定される執行判決に係る債権の額から弁済額を引いた残額のみが執行判決において認容されると解するもの〔多田・本件判批・新判例解説Watch30号331頁〕である。

27 鷹野・本件解説・ジュリ1565号111頁、芳賀・本件判批・判評766号17頁、多田・本件判批・新判例解説Watch30号331頁。

28 渡辺・本件判批・ジュリ1566号177頁。

29 渡辺・本件判批・ジュリ1566号177頁。

国家行為により懲罰的損害賠償部分への権利移転処分がなされるのであるから、執行行為の承認の枠組みを用いた処理をするのが基本であろう³⁰。このような承認の枠組みを用いることにより、執行債権者の手続的利益の保護が可能となる³¹。それゆえ、本判決もかかる理解、すなわち①の立場を前提とするものとみるべきである。

もっとも、このような理解に対しては、執行行為を承認する一方で、わが国で認められる債権のみを対象として、そこから弁済額を控除するのは不相当ではないかとの批判³²も考えられる。しかし外国判決の効力は、民訴法118条各号の要件を充足する限りにおいてわが国で効力を有するのであり、同じことは外国執行行為を内国で承認する場合にも妥当する³³。それゆえ、懲罰的損害賠償を命じる部分を日本で効力を有しないものとして、当該部分を除いた損害賠償の支払を命じた部分についてのみ弁済の効果を認めたとしても、それは不当とはいえない。逆に、外国での強制執行による懲罰的損害賠償部分に債権消滅の効果を認めてしまうと、先に外国で強制執行を実施し、後に不足分を日本で強制執行するという、判決債権者の執行上の戦略を容認してしまうことになる³⁴。このことは、懲罰的損害賠償の支払を認める外国判決をわが国で部分的に承認可能であると判断した意味を失わせる結果となる。

以上からすれば、執行判決訴訟の対象である承認要件としての公序の問題

30 本判決の調査官の手による鷹野・本件解説・ジュリ1565号111頁は①の見解に立つが、かかる理解を前提としているように思われる。

31 芳賀・本件判批・判評766号17頁参照。ただし、中西・本件判批・リマークス65号148頁は、本件のような場合、第三債務者に対する債権をめぐって判決債権者と債務者が対立している局面ではないから、ここで論じるような捉え方による必要はないというが、それは結果論ではないだろうか。

32 例えば、村上・本件判批・新判例解説Watch31号183頁以下参照。

33 同様に解するものとして、芳賀・本件判批・判評766号17頁。

34 中西・本件判批・リマークス65号148頁を参照。

民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について
弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否

と、外国における債権消滅の効果の問題を区別して把握する①の理解が妥当である。

(3) 最後に、外国における強制執行による弁済の効果が内国で承認された場合、その効果は債権の準拠法によることになる³⁵。債権の弁済の有効性は債権の消長に関わるものであるからである³⁶。本件の場合、判決により債権が確定していることから、判決国法（カリフォルニア州法）によることになるう。

[付記] 本稿は、JSPS科研費による研究助成（JP18K01357）の成果の一部である。

35 芳賀・本件判批・判評766号18頁参照。

36 中西康=北沢安紀=横溝大=林貴美『国際私法（第3版）』（有斐閣・2022年）267頁など。